慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約における倒産解除特約の効力 : 最高裁平成二〇年一二月一六日第三小法廷判決(民集六二巻一〇号二五六一頁)について
Sub Title	Effect of the special contract of the cancel finance lease contracts for bankruptcy
Author	櫻井, 一成(Sakurai, Kazunari)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2011
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.84, No.12 (2011. 12) ,p.549- 574
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	斎藤和夫教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20111228-0549

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約における倒産解除特約の効力

――最高裁平成二〇年一二月一六日第三小法廷判決（民集六二巻一〇号二五六一頁）について――

櫻井一成

はじめに
一　事実の概要
二　判　旨
三　ファイナンス契約と倒産解除特約の効力――主として民事再生法申立ての場合
1　ファイナンス・リース契約とは？
2　メリットと特色
3　法的性質
4　リース債権が担保権とした場合の法的構成、担保目的
5　民事再生手続開始の申立てを解除事由とする場合の特約の効力
6　特約効力に関する従来の判例
7　ファイナンス・リース契約に担保権実行手続中止命令や担保権消滅請求の制度の適用・類推適用の可否
8　ファイナンス・リース契約の担保権の実行完了はいつか？
9　他の解除事由を理由とする解除の効力
10　弁済禁止の保全処分との関係
11　再生手続開始決定後の担保権実行の可否
12　ファイナンス・リース契約に担保権消滅請求の制度の適用・類推適用とその後の対応
おわりに

はじめに

斎藤和夫先生の退官に際してこのような記念論文集参加の機会を与えて頂き誠に光栄です。私の学生時代からの先生の学恩は私の誇りであります。

今回は私がかねがね興味を持っていたファイナンス契約につき、近時の最高裁の重要な判例を契機に、従来の議論を踏まえて私の考えをまとめてみようとするものです。

一　事実の概要

リース業者Aと飲食店業を目的とするBは平成五年から一一年にかけて一五四件の厨房設備・プログラム等について契約総額約六・四億円のフルペイアウト方式のファイナンス・リース契約を締結し、当該物件を引き渡した。本件リース契約中には、①ユーザーについて整理、破産、和議、会社更生等の申立てがあったときは、リース業者が契約を解除できる旨の特約（以下、「特約①」という）、②リース料の支払を一回でも怠ったときは催告しないで契約解除できる（以下、「特約②」という）旨の各特約があった。その後、Aが平成一〇年一一月三〇日に会社更生手続開始決定を受けた後に更生管財人が、さらにAの営業等の譲渡を受けそのリース契約上の地位を承継したX（原告・被控訴人／附帯控訴人・上告人）が、それぞれBとの間でリース契約を締結し、当該物件を引き渡した。Bは、平成一四年一月一七日、民事再生手続開始申立てを行い、同月二一日、同手続開始決定を受けた。Xは、同月二四日特約①に基づき、Bに対し本件リース契約を解除する旨の意思表示をした（以下「本件解除」という）。この時点で、七物件（再リース）については前年一二月二七日期日の再リース料が遅滞していたが、

その余のリース料・再リース料に遅滞はなかった。再生債務者Bは、開始決定の約一カ月後に、取引のあったリース業者三一社に対し、リース残債権の買取り交渉を実施したが、Aのみ応じなかった。その後Bは、A以外の三〇社とは、残リース債権額をそのほぼ五％で買い取ることで円満解決した。Bは、Aに対し、同内容の和解を申し入れたが、Aは応じなかった。Bは、同年五月末頃、「再生計画案に賛成いただけるなら、五％にこだわらず、合理的な数字であれば買取りさせていただきたい。再生計画認可後、リース物件の適正な時価を協議して買取り交渉を行いたい」旨申し入れたが、Aは応じなかった。本リース契約においては、契約が解除された場合、ユーザーに、残リース料総額に近似した金額の規定損害金支払義務が発生するとともに、解除後物件返還日（返還不能日）までの期間、従前のリース料相当額の約定損害金支払義務も発生する旨定められていた。そこでリース業者Aは、この約定に基づき、規定損害金については再生債権として届け出（ただし控訴審係属中に権利放棄した。）、別途本訴で、物件の返還と、返還日（前同）までの使用損害金を共益債権として支払請求した。本件は、Xが、上記解除の意思表示により契約が終了したとして、B（控訴審係属中にY〔被告・控訴人／附帯被控訴人・被上告人〕がBを合併し、その地位を承継）に対し、約定損害金の支払を求めた事案である。

本件の主な争点は本件特約の効力である。第一審（東京地判平成一六・六・一〇判タ一一八五号三一五頁）は、リース業者による契約解除は担保権の実行であり、民事再生法は手続によらない別除権行使を認めているから、別除権行使方法を定めたものといいうる本件特約を無効と解することはできないとした。これに対し、原審（東京高判平成一九・三・一四判タ一二四六号三三七頁）は、特約によりリース業者が民事再生手続によらずリース物件を取り戻せるとすれば民事再生法の目的の実現が妨げられるとして、本件特約を無効とした。

二　判　旨

上告棄却

「本件特約のうち、民事再生手続開始の申立てがあったことを解除事由とする部分は、民事再生手続の趣旨、目的に反するものとして無効と解するのが相当である。」

「民事再生手続は、経済的に窮境にある債務者について、その財産を一体として維持し、全債権者の多数の同意を得るなどして定められた再生計画に基づき、債務者と全債権者との間の民事上の権利関係を調整し、債務者の事業又は経済生活の再生を図るものであり（民事再生法一条参照）、担保の目的物も民事再生手続の対象となる責任財産に含まれる。

ファイナンス・リース契約におけるリース物件は、リース料が支払われない場合には、リース業者においてリース契約を解除してリース物件の返還を求め、その交換価値によって未払リース料や規定損害金の弁済を受けるという担保としての意義を有するものであるが、同契約において、民事再生手続開始の申立てがあったことを解除事由とする特約による解除を認めることは、このような担保としての意義を有するにとどまるリース物件を、一債権者と債務者との間の事前の合意により、民事再生手続開始前に債務者の責任財産から逸出させ、民事再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会を失わせることを認めることにほかならないから、民事再生手続の趣旨、目的に反することは明らかというべきである。」

田原睦夫裁判官の補足意見

一般にリース契約中の期限の利益喪失条項の効力は否定されていないから、ユーザーが民事再生手続開始申立

てをしたときは、通常、ユーザーはリース料金の期限の利益を喪失し、リース業者はリース料金の債務不履行を理由にリース契約を解除することができる。

しかし、ユーザーたる再生債務者は弁済禁止の保全処分を受けた場合、リース料金への弁済も禁じられ、その反射的効果として、リース業者は民事再生手続開始申立て後のリース料金の不払を理由とするリース契約の解除が禁止される（最判昭和五七・三・三〇民集三六巻三号四八四頁参照）。民事再生手続開始決定として再生債権の弁済は原則禁止されるが（民事再生法八五条一項）、「弁済禁止の保全処分は開始決定と同時に失効するので、再生債務者は、リース料金について債務不履行状態に陥ることとなる。したがって、リース業者は、別除権者としてその実行手続としてのリース契約の解除手続等を執ることができることとなる。そして、再生債務者は、民事再生手続の遂行上必要があれば、これに対し、担保権の実行手続の中止命令（同法三一条一項）を得て、リース業者の担保権の実行に対抗することができると考える。」

三　ファイナンス契約と倒産解除特約の効力――主として民事再生法申立ての場合

1　ファイナンス・リース契約とは？

特定の機械・設備を調達しようとする商人（ユーザー、レッシー）に対してその購入資金を貸し付ける代わりに、リース業者（レッサー）が自己の名で機械・設備の販売業者（サプライヤー）から当該物件を購入し、それをユーザーに賃貸（リース）して使用させ、ユーザーが約定期間（リース期間）に支払うリース料をもって、物件購入代金、金利、諸手数料を回収するものである。経済目的は設備投資金融である。リース業者がリース期間中にリース物件の取得費、金利及びその他の経費等を全額回収できるようにリース料の総額が算定されているフル

ペイアウト方式によるものが典型である。しかしファイナンス・リース契約であっても、リース期間満了時にリース物件の残存価値をゼロとせず、二〇％程度の残価とするオリックス方式と言われるものもある。また、オペレーティングリース契約と呼ばれるユーザによる物件の使用が主たる目的であるリースやメインテナンスリース契約（自動車のリースがその典型）と呼ばれるリース業者が物件の修繕、整備及び保守の業務を負う形態のリース契約なども あるが、これらはファイナンス・リース契約と区別して非典型リースと呼ばれる。

2　メリットと特色

物件をファイナンス・リースとして使用すれば、リース料全額が税法上ユーザーの損金と認められるので、リース期間を法定耐用年数より短く設定すれば、商人が金融機関から消費貸借として資金を借り入れて機械・設備を取得した場合に減価償却費が法定耐用年数しか認められないのに比べ、税法上の不利益を回避できる。そのため、当該物件を自己資金で購入する資力が充分ある商人も節税目的からファイナンス・リースを利用する。

主な特色としては次のとおりである。①リース業者は、ユーザーが選択した物件をユーザーが選択したサプライヤーから購入してユーザーに使用させる。②所有権留保売買と異なりリース物件の所有権は終始リース業者にあり、ユーザーに移転しない。③リース業者はリース期間中に当該ユーザーから物件購入代金・金利・手数料等の概ね全部を回収することを予定し、当該物件の別のユーザーへの賃貸を予定しない（フルペイアウト）。④リース期間中に中途解約権はない。⑤物件の修繕・保全義務はユーザーが負う。⑥リース業者は物件の滅失・毀損の危険負担及び瑕疵担保責任を負わない。

3 法的性質

ファイナンス・リース契約の法的性質については、契約の形式上、リース物件の使用契約の形式をとることに着目して、賃貸借契約的に理解する見解（賃貸説・例えば旗田庸・金法一六八〇号一六～二四頁）と、ユーザーに対して金融上の便宜を付与するという経済的実質に着目して、金融取引的（担保権的）に理解する見解（担保説）分かれている。

賃貸説はリース契約が賃貸借と金融の両要素を含むことを念頭に置きながら、リース取引の実体を直視すれば、リースの基本的要素は賃貸借的側面にあり、リース契約は賃貸借を中核として、金融サービスの側面も包含した新たな契約類型とみる。物件を購入するための自己資金が充分あり、リース業者から金融便宜を受ける必要のない商人も節税目的からファイナンス・リース契約を利用するのであって、資産の所有に随伴する便宜と危険が実質的にユーザーに移転されたに過ぎないという見方がユーザーの認識には合致する。ファイナンス・リース契約の場合、物件の所有権を有するリース業者が物件を自己の債務の担保に供する可能性が皆無ではない。物件を担保に供する際、担保権者がリース業者の義務を引き継ぐ処理が必ずなされると限らない。単なる融資及び債権者のための物件への担保権設定と同視できない側面がある。ファイナンス・リースに金融的側面があっても、利息制限法の適用が認められているわけでもない（東京高判昭和五七・四・二七判時一〇四八号一〇七頁）。

具体的には、ファイナンス・リース契約に双方未履行双務契約の規定（会社更生法六一条・民事再生法四九条・破産法五三条等）が適用されるか、具体的にリース債権は共益債権か一般再生債権ないし更生債権とすべきかが議論された。賃貸説では双方未履行双務契約の規定の適用を認め、リース債権は共益債権と解することになるが、担保説では逆の結論になる。

最高裁は一貫して担保説に立ち、フルペイアウト方式による「ファイナンス・リース契約はリース期間満了時

にリース物件に残存価値はないものとみて、リース業者がリース物件の取得費その他の投下資本の全額を回収できるようにリース料が算定されているものであって、その実質はユーザーに対して金融上の便宜を付与するものであるから、右リース契約においては、リース料債務は契約の成立と同時にその全額について発生し、リース料の支払が毎月一定額によることと約定されていても、それはユーザーに対して期限の利益を与えるものにすぎず、各月のリース物件の使用と各月のリース料の支払とは対価関係に立つものでない。」として旧会社更生法一〇三条一項（現行法六一条一項）の適用を否定し、未払リース料債権はその全額が更生債権になると判示した（最判平成七・四・一四民集四九巻四号一〇六三頁、判タ八八〇号一四七頁）。この判決は未払リース料債権が一般更生債権にとどまるのか、更生担保権になるのか明示していなかった。

本件判決はファイナンス・リース契約におけるリース物件が、「その交換価値によって未払リース料や規定損害金の弁済を受けるという担保としての意義を有する」と判示しており、民事再生手続上、未払リース料債権や規定損害金債権を別除権付再生債権として位置付けることを明らかにしたもので、前記平成七年判決を踏襲するものである。

この点に関して、ファイナンス・リース契約のユーザーへの金融という色彩を強調する通説的理解に対して、「物件を購入するための自己資金が充分ありリース業者から金融的便宜を受ける必要もない商人も、今日では節税目的からファイナンスリースを利用するのであり、資産の所有に随伴する便益と危険が実質的にユーザーに移転された賃貸借に過ぎないと見る方が、そうしたユーザーの認識には合致するともいえる。また、ファイナンスリース契約の場合、物件の所有権を有するリース業者が物件を自己の債務の担保に供する可能性が皆無でないこと（物件を担保に供する際担保権者がリース業者の義務も引き継ぐ処理（標準契約書一八条二項）が必ずなされるとは限らないから）等、単なる融資及び債権者のための物件への担保権設定とは同視できない側面もある。そしてファ

イナンス・リースに金融的性質があると言っても、利息制限法の適用が認められているわけでもない（前記東京高判昭和五七・四・二七）。リース料の計算の基礎には保険料その他の諸経費も含まれているため、適用基準が不明確なことを、同法不適用の理由とする。法益性質を決定することにより、あらゆる問題が解決されるものでない以上、ファイナンスリース契約の法的性質を論ずることは、あまり意味のあることではない。」（江頭憲治郎・商取引法・第三版一八一頁）との指摘もある。

しかし、実際にも、ファイナンス・リース契約に双方未履行双務契約の規定（会社更生法六一条・民事再生法四九条・破産法五三条等）が適用されるか、具体的にリース債権は共益債権か一般再生債権ないし更生債権とすべきか、後出の民事再生手続の担保権実行手続中止命令や担保権消滅請求の可否などの問題で、法的性質論で結論を異にする以上法的性質論もその意味では有用である。

4　リース債権が担保権とした場合の法的構成、担保目的

リース料債権が担保権付債権としてその法的構成、担保の目的につき隠れた所有権留保がされているとして、ユーザーに移転したリース物件の実質的所有権を担保目的物とする所有権説（田原睦夫「ファイナンス・リース契約と会社更生手続」金法一四二五号一四頁、伊藤眞「ファイナンス・リース・ユーザーの会社更生手続における未払リース料債権の法的性質」金法一四二八号六五頁）とユーザーが有するリース物件の利用権を担保目的物として質権又は譲渡担保権が設定されるとする利用権説（山本和彦「倒産手続におけるリース契約の処遇」金法一六八〇号八頁）がある。両説の担保権の実行方法は、所有権説ではリース物件の返還になり、利用権説ではリース物件の利用権をリース会社に移転させることであり、その結果、利用権は混同により消滅する。通常は契約の解除（解除を前提にせずにユーザーの利用権を喪失させられる旨の特約がある場合はその行使）という形で行われる。利用権説では

担保権の実行が完了することでリース会社はリース物件の完全な所有権を回復し、リース物件の返還はその完全な所有権に基づくものと解することになる。

本判決はこの点特に明らかにしていない。

この点につき、大阪地決平成一三・七・一九金法一六三五号五八頁及び東京地判平成一五・一二・二二判タ一一四一号二七九頁はいずれも利用権説に立つ。

リース契約は、リース期間が満了しても目的物が債務者には帰属しない点で、所有権留保や譲渡担保と決定的な相違がある。目的物を担保と解すれば目的物の所有権の少なくとも一部はユーザーに移転していると解さなければならないが、リース物件自体の所有権は部分的にもユーザーに帰属しておらず、リース物件を担保目的とする基礎に欠ける。担保を受け戻しても目的物の所有権がユーザーに帰属すべきものではない。リース期間中は目的物の実質的所有権がユーザーに移転し、リース業者が担保目的で所有権を留保するという見解もあるが、ユーザーにはリース期間中でも処分権は認められず、認められるのは使用価値の本質的部分を費消する物権的権利だからその権利内容は利用権であり、リース契約はユーザーに帰属する物件の利用権を担保目的とするものである。

5　民事再生手続開始の申立てを解除事由とする場合の特約の効力

本判決の争点はファイナンス・リース契約における民事再生手続開始申立てを解除事由とする特約の効力である。この点、有効説と無効説とが対立している。

有効説は民事再生手続では担保権が別除権として再生手続によらずに行使できることを重視する。

民事再生手続は主として中小企業を対象としたものであり、利害関係人も多くなく、また、社会的、国民経済的損失という点が問題となる案件はまれであろうから、会社更生法と同様の解釈はできないのではないかと考え

られる。そして、会社更生手続が担保権者を含むすべての債権者を取り込むのに対し、民事再生手続においては、和議手続と同様に担保権は別除権として扱われる点が大きく異なる。リース物件の引揚げを担保権の実行とみるか否かの議論はさておき、民事再生手続がすべての債権者を取り込むわけではないことからすると、法の理念目的から直ちに当事者間の特約を無効とすることはできない（市川充「民事再生手続におけるリース取引の処遇」銀法五七八号二三頁）。

民事再生手続の趣旨、目的は、会社更生手続のそれとほぼ共通するものといえるが、会社更生手続において担保権の行使が制約されているのと異なり、民事再生手続においては、担保権が、別除権として、再生手続によらないで行使することができるものとされていること（民事再生法五三条一項二項）に鑑みれば、民事再生手続との関係では、契約解除の事由とする特約を無効と解する必要はない（園尾隆司＝小林秀之編・条解民事再生法・第二版・二二七頁［原強］）。

無効説の根拠は、次のとおりである。

民事再生法一条は「この法律は、経済的に窮境にある債務者について、その債権者の多数の同意を得、かつ、裁判所の認可を受けた再生計画を定めること等により、当該債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図ることを目的とする。」と定めており、その立法目的は会社更生法一条とほぼ同様である。それゆえ、後出の最高裁昭和五七年判決の判例の趣旨からして、民事再生手続においても倒産解除条項は効力を有しないものというべきである（田原睦夫「倒産手続と非典型担保権の処遇　譲渡担保権を中心に」別冊ＮＢＬ六九号七四頁）。

このような条項の効力が無制限に認められるとすれば、中止命令発令前に常にリースにかかる担保権は取戻権化されてしまい、中止命令を認めた制度趣旨にもとる結果となってしまう。判例も、更生手続における所有権留

保との関係で、倒産解除特約を無効と判示しているところであり（後出の最高裁昭和五七年判決）、中止命令制度・担保権消滅制度の存在による担保権に対する制約措置を前提にすれば、再生手続においても同様と解すべきであろう。裁判所に事業の再生のために、当該担保権の実行を制約する必要があるか否かについて判断する機会を与える必要がある（解除特約を認めればこのような機会が定型的に奪われる）からである。担保権実行を制約できなかった和議手続の場合とは状況を異にすると考えられる。そこで、このような特約は、更生手続・再生手続においては無効と解される。したがって、倒産解除特約があっても、なお、中止命令の発令が可能であり、その場合には解除の効力は生じないこととなる（山本和彦「倒産手続におけるリース契約の処遇」金法一六八〇号一三頁）。

あらかじめ契約中に、一方当事者について破産手続開始や破産手続開始申立て、または支払停止などの事実が生じることを解除権発生原因として定め、これに基づいて相手方が破産手続開始後に解除権を行使する場合が考えられる。この種の合意がなされるのは、相手方としては、破産状態に陥った者との契約関係を続けることに不安を感じるためである。しかし、この解除の効力を認めると、それが破産手続に関して必ず生じる事実を原因とするものであるだけに、相手方は、常に破産管財人に対して解除権を主張できる。その結果、法が破産管財人に対して履行か解除かの選択権を与えたことも事実上その意味を失う。したがって、法が破産管財人に選択権を付与している趣旨を考慮すれば、この種の解除権の効力は否定すべきである（伊藤眞・破産法民事再生法・第二版・二七四頁）。なお、相手方からの契約解除については、同書二七四頁で述べたところが再生手続にも妥当する。いわゆる破産条項解除は、清算型手続である破産以上に再建型手続としての民事再生の目的実現を妨げるので、契約の性質上、解除を認めることに合理的理由が存在する特別な場合を除いて、その効力を否定すべきである（同書六七九頁）。

解除が、主張契約の目的物が事業再建に必須な資産であった点を強調すれば、再生手続を含む再建型手続に関

する判示と理解することになろう。以上に対して、倒産手続の開始に至るまでに必ず発生する事由を解除事由としてその解除によって取戻権を発生させて特定債権者だけが完全な満足を受けるという事態を防止する必要がある、という判断から、再建型手続のみならず清算型手続においても倒産解除条項を無効とすべきであるとする見解もある（竹下守夫編集代表・大コンメンタール破産法・二一六頁〔松下淳一〕）。

無効説は以上のように、①民事再生法の趣旨、目的と会社更生法の趣旨、目的が共通である、②民事再生手続法上担保権の実行手続の中止命令の制度（民事再生法三一条）や担保権消滅請求の制度（同法一四八条）が規定され、担保権の行使が制約されている、③倒産手続全体との関連で解除特約を無効とする、などを根拠とする。

6　特約効力に関する従来の判例

解除の特約無効説に立つものとして最判昭和五七・三・三〇民集三六巻三号四八四頁、判タ四六九号一八一頁（以下、最高裁昭和五七年判決）がある。所有権留保付売買契約の買主の会社更生手続開始申立て後、開始決定前に売主が契約の解除の意思表示をした事案において「買主たる株式会社に更生手続開始の申立の原因となるべき事実が生じたことを売買契約解除の事由とする旨の特約は、債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ窮境にある株式会社の事業の維持更生を図ろうとする会社更生手続の趣旨、目的を害するものであるから、その効力を肯認しえない」とした。

「無効説は、このように更生手続が開始されるまでの経過の中で必ず生ずるはずの事実を解除権の発生原因と定める特約を更生手続に対する関係で有効と認めると、更生手続が開始された場合、売主は、企業再建の物的基礎をなす財産をその価額以下の金銭と差し替える自由を有することになり、会社の更生を不可能にするほか、買主たる更生会社の有

する条件付権利を無に帰せしめ、他の債権者の犠牲において売主を優遇することにつながって不都合であるから、かかる特約は会社更生制度の目的に背馳し、強行法規に反するものとして無効であると説く。

有効説は、買主につき更生手続が開始されるような万一の場合のことを考え、これに対処するための工夫を凝らしているのを一概に無効とすることはできないのであって、かかる特約といえども買主の窮迫、無知に乗じて結ばれたものでない限り有効と解すべきであり、その結果不都合が生ずるときには、会社更生法三七条一項の中止命令により対処すればよいと説く。

問題は、結局、会社更生手続の目的の達成と個々の債権者の利益の保護とのかね合いをどこに求めるかに帰するのであり、会社更生手続が企業の存続を図りつつ個々の関係者の利害を超え関係者全体の利害の合理的調整を図ることを目的とする（会社更生法一条）点において一定の社会的な価値の維持実現を目的とするものであることは、個々の関係者の利益につきある程度の犠牲を要求する実質的な根拠となりうるものと一応考えられるが、右の社会的価値は必ずしも常に高度の公共的利益を意味するものでないから、例えば、更生担保権の取り扱いに見られるように右犠牲の内容を合理的なもの足らしめるための手続が用意されているのでなければ、一概に右の社会的価値を優先させるべきものと結論を導き出すことはできない。しかしながら、本件のような契約解除原因の特約は、更生手続の開始そのものを対象とし、これに備えて売買の目的物を更生会社の財産から逸脱させるべきことをあらかじめ約定するものである点において、会社更生の趣旨・目的を害する恐れのある法律効果を生ぜしめることそれ自体を内容とするものであるということができ、個別的な権利確保の手段がたまたま結果的に会社の更生の妨げとなる場合とは趣を異にするものというべきであって、会社更生制度と調和し難いものであるといわざるを得ないように思われる。本件判決は、前記多数説を採って本件特約を無効としたが、その背後には右のような問題意識があったものと推察される。」（最高裁判所判例解説〔民事篇〕昭和五七年度・二九三〜二九四頁〔加茂紀久男〕）

この最高裁判決については、複数の理解があり得る。

最狭義の理解は所有権留保という担保権について、解除により取戻権を行使できるとすると、手続開始による担保権の実行禁止（会社更生法五〇条一項）を潜脱できることになるので、これを防ぐ趣旨であると理解するものであり、この見解によれば、非典型担保にかかる契約に倒産解除条項は更生手続においてのみ無効であって、担保権について別除権構成をとる再生手続、破産手続においては有効と扱われることになる。下級審では以後も有効説の判例も存在したが（名古屋地判平成二・二・二八金判八四〇号三〇頁、前掲大阪地決平成一三・七・一九、東京地判平成一五・一二・二二）、根拠は本判決の第一審判決同様民事再生手続では、担保権が別除権として再生手続によらずに行使できることで、この見解に立つものである。

第二の見解は、債務者の事業の再建という再建型の手続の趣旨、目的に抵触する限りで倒産解除条項の効力を否定する趣旨であると理解するものであり、この理解によれば、倒産解除条項は、事業の継続に必要な財産の取戻しを伴う限りで、更生手続、再生手続においては無効となり、破産手続では原則有効となる。本判決は最高裁昭和五七年判決と同様に特約が法の趣旨、目的を害して無効とし、最高裁が特約の効力につきあらためて無効説に立つことを明らかにしたものであるが、本件の原審判決は、倒産解除条項の効力を否定する際に、リース物件がしばしば事業の再生という民事再生法の趣旨、目的に言及しているから、この第二の見解に近い。

第三の見解は最広義で最高裁昭和五七年判決を理解するもので、責任財産となるべき財産が公示もないまま取戻権の対象であることは不当であること、あるいは双方未履行双務契約についての履行・解除の選択権を奪う帰結は不当であることを理由として、破産手続を含めてすべての倒産手続において倒産解除条項の効力を否定する。

本判決が第一の見解を取らないことは明らかである。本判決は、債務者の事業の再生という再生手続の趣旨、目的に反することを倒産解除条項無効の理由として挙げていることから、第二の見解に立つものと考えられる。本判決が、一債権者と債務者との合意による責任財産の逸出や倒産手続の中で担保目的財産の必要性に応じた対

応にも言及していることから、清算型倒産手続においても倒産解除条項を無効とする可能性を読み取り、最広義の見解に親和性を示すという見方もある。しかし、破産手続における担保権消滅請求は、破産財団に属する財産を破産管財人が任意売却する場面で適用されるものであるが、リース物件の所有者はリース会社だから、破産管財人による任意売却は考えられず、対応があり得るのはファイナンス・リース以外の場面である。本判決が言及する、一債権者と債務者との合意による責任財産逸出の不当性のみから破産手続における倒産解除の無効を導くことができるかどうかを本判決の判示から読み取るのは困難である（松下淳一「再生手続における倒産解除条項の効力」金判一三六一号一〇六〜一〇七頁）。

問題は、民事再生と会社更生の担保権の処遇の違いを重視するのかどうかという点に帰着する。そこで、民事再生と会社更生の主な違いに着目する。

対象は民事再生は通常は中小企業で会社更生は通常大企業とされる。しかし、この点は過去に大企業でも民事再生が選択されたこともあり決め手にならない。また、旧経営者は会社更生では例外的に残るが、民事再生では残るのが通常であるとされる。次に、担保権は、会社更生では当然実行中止あるいは禁止であるものの更生計画により多数決で変更可能とされるが、民事再生では、中止命令が必要で変更には個別的同意を必要とし、担保権消滅請求制度があるとされる。さらに、増減資については、会社更生は更生計画で可能、一〇〇％減資が原則的でオーナー入替えが原則的であるが、民事再生では再生計画で可能で一〇〇％減資可能でオーナー入替え可能とされる。多数多額公募社債がある場合、会社更生では再建可能であるが、民事再生では会社法上可能になっている。

民事再生と会社更生については以上の実情を踏まえ以下のような見解が存在する。

「民事再生と会社更生は、実質的には大きな違いのない制度になってきた。果たして民事再生法と会社更生法を併存させる必要があるのだろうか。再建手続中立に当たり、そのいずれかを選択をしなければならないが、常にその選択が正しかったと言い切れないことがある。民事再生法と会社更生法の今後の運用を見ながら、さほど遠くない将来において、双方の長所を活かしつつさまざまな事態に柔軟な対応が可能な制度を可能とするために、両法を統合する方向での検討が開始されることが期待される。もっとも大阪では破産・特別清算・民事再生・会社更生を一つの部で扱っているが、東京では破産と民事再生は民事二〇部で、特別清算と会社更生は民事八部で扱っている。世界的にも倒産再建事件を取り扱う裁判官等の専門性が求められているにも拘らず、分裂状態のまま放置しておく合理的理由に乏しいし、少なくとも利用者の側からは窓口が一つであることが望ましい。両部を競争緊張状態において切磋琢磨させるメリットがないとはいえないが、利用者の視点からは利便性優先が求められる。

なお、韓国の再建法も日本と同様に、和議法と会社整理法（会社更生法に相当）の二つがあったが、二〇〇五年に統合倒産法が成立し、再建手続は「回生」手続に一本化された。賢明な選択であったと思われる。」（高木新二郎・岩波新書　事業再生・二二四～二二五頁）

7　ファイナンス・リース契約に担保権実行手続中止命令や担保権消滅請求の制度の適用・類推適用の可否

非典型担保のファイナンス・リース契約に担保権実行手続中止命令や担保権消滅請求の制度の適用・類推適用があるかについては否定説と肯定説の対立があるが、本判決はこの点に触れていない。田原裁判官の補足意見はファイナンス・リース契約に担保権実行手続中止命令の適用を認めるが、担保権消滅請求については明らかでない。

ファイナンス・リース契約の法的性質につき賃貸説に立つと、非典型担保のファイナンス・リース契約に担保権実行手続中止命令や担保権消滅請求の制度の適用・類推適用あるかにつき否定説に立つことになるが、担保説

に立つと担保権に対して担保権実行手続中止命令や担保権消滅請求の制度の適用・類推適用につき肯定説になる。
担保権実行手続中止命令については、非典型担保の集合債権譲渡担保につき、取立委任契約の解除・第三債務者への通知が譲渡担保権の実行に該当するとして、この通知が担保権の実行の中止命令の対象になるとした東京地判平成一六・二・二七金法一七二二号九二頁がある。また、東京高判平成一八・八・三〇金判一二七七号二一頁は、集合債権譲渡担保につき民事再生法三一条一項の類推適用を認めた上、同項規定の実体的要件、同条二項の意見聴取を欠くとして、中止命令の効力を否定している。さらに、大阪高決平成二一・六・三金判一三二一号三〇頁も類推適用は認めるが、中止命令の要件の不当な損害を及ぼす虞の要件充足を否定した。
担保権実行手続の中止命令は、基本的には担保権の実行としての競売手続（民事執行法第三章）を予定したもので、実体的要件として再生債権者一般の利益に適合していること、競売申立人に不当な損害を及ぼす虞がないことが必要であり（民事再生法三一条一項）、手続要件として競売申立人の意見を聴くことを要する（同条二項）。中止命令は、担保権の実行を一時的に中止した上で、その中止期間中に再生債務者と担保権者との間で任意に交渉し、別除権協定を締結する機会を確保することが目的であり、中止期間については別除権協定締結に必要な合理的期間になる。

8　ファイナンス・リース契約の担保権の実行完了はいつか？

本判決の原判決が解除の意思表示だけで担保権の実行が完了すると考える説もある。しかし、そう考えると中止命令の規定を適用・類推適用しても意見聴取の段階でリース業者がリース契約の解除の意思表示をすれば、担保権の実行が完了してしまい、中止すべき担保権の実行手続がないことになってしまう。この場合は弁済禁止の保全処分を得てその効力の反射的効果として民事再生手続開始の申立て以後の不払いを理由とする解除が禁止さ

れている間に、担保権実行手続の中止命令を得ることも考えられる。

9　他の解除事由を理由とする解除の効力

再生債務者がリース料の支払を遅滞した場合解除できるかどうかは、民事再生手続開始の申立てを期限の利益喪失事由とする条項の有効性との関係で問題になる。

第一説は期限の利益喪失条項の効力は一般的に否定されていないとして、リース料金の債務不履行を理由として契約解除できるとする（本件の田原裁判官の意見）ものである。差押と相殺の優劣に関する無制限説を採用した最判昭和四五・六・二四民集二四巻六号五八七頁が、銀行取引における期限の利益喪失約款をもって差押債権者に対して有効であるとした判断の射程が倒産手続にも及ぶという点である。また、平成一六年改正の破産法五八条五項（民事再生法五一条準用）が、期限の利益喪失条項に基づく相殺予約ともいえる、一括清算ネッティング条項の有効性を立法的に認めたことも背景である。

第二説はこの場合に権利の濫用が問題になり解除権行使が制限されるべきとする。この説の根拠は、民事再生手続開始の申立てを解除事由とする特約を無効とする見解に立つ以上申立てを期限の利益喪失事由とする条項を適用しての債務不履行解除についても否定しないと、特約を無効とした意味がほとんどなくなるということである。期限の利益喪失条項を全面的に有効とすると、結局、倒産手続開始の申立てがあれば直ちに債務不履行解除できることになり、対応の可能性を確保するために倒産解除条項を無効とした意味がなくなる。別除権協定締結に向けた交渉のために再生債務者が必要な期間は、期限の利益喪失条項による履行遅滞に基づいて解除できないと解すべきである。

破産法五八条の規定する金融派生商品のネッティングについては国際金融実務の観点から例外的に立法で認め

たものとも解される。それ以外の取引類型における期限の利益喪失条項については、相殺権という担保を特別に保護する合意であるという意味で「一般債権者と債務者との間の事前の合意により、民事再生手続開始前に債務者の責任財産を逸出させる。」という本判決の理由付けによって無効とされる余地がある。本件判決は「民事再生手続中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会」を失わせる事前合意は無効と判断した。この機会を与えることは民事再生法の強行法規部分としたものであるから、この機会を不相当に消滅させる債務不履行解除も民事再生法の強行法規部分に反するものとして無効と解することもできる。

この点に関連して、対等当事者間における私法上の合意の効力を倒産手続の趣旨から否定することができるかという問題があった。

この点につき従来前掲大阪地判平成一三・七・一九や東京地判平成一五・一二・二二の判例があった。

前者は民事再生債務者がリース会社に対し、リース物件に設定された所有権留保権を消滅させるため求めた担保取消許可の申立てが棄却されたものである。フルペイアウトのファイナンス・リース契約に基づき物件の引渡しを受けたが、リース契約には再生債務者が他より仮差押等の処分を受けたときは、契約を解除し損害賠償として残リース料を請求できる特約がなされていた。再生債務者の特約の無効を主張したが、民事再生法は、会社更生法と異なり、担保権は再生手続に取り込まれることなく、別除権として再生手続によらず行使できるものであるから（民事再生法五三条）会社更生法と同一に解する理由はなく、特約は有効であるので、リース契約は特約により再生手続開始の決定がされる前に解除され、リース会社が完全な所有権を有するので、再生債務者は所有権留保権消滅の許可申立てをすることができないとした。

後者は民事再生手続開始決定を受けたことで借主の信用状態が著しく悪化したときには、催告なくリース物件の返還を請求できるとの特約によりリース物件の占有権原を喪失したと主張して、所有権に基づきその返還を求

めた事案である。再生債務者は民事再生手続の物件の返還請求は別除権の行使によるべきであるとして争った。判例は、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約につき、民事再生手続においてリース会社はリース物件の利用権上に担保権（別除権）を有するものと解されるが、担保権の実行（別除権の行使）は本訴提起前に既に完了しているとして、リース会社の再生債務者に対する所有権（取戻権）に基づくリース物件の返還請求を認容した。この判決では民事再生手続において、担保権は別除権として再生手続によらずに行使できることとされていることを理由に、手続が開始されたことのみで特約の効力が制限されるものではないとした。

いずれの判例も対等当事者間における私法上の合意の効力を倒産手続の趣旨から否定することができないと読めるものであった。

さらに、東京地判平成一七・八・二九判タ一二〇六号七九頁は、破産条項以外の約定解除権の行使は、その要件が再生債権の履行請求と関係のないものである限り、再生手続開始後に要件が充足された場合であっても許されるとし、解除が再生債務者等の作為又は不作為に起因する場合には、解除の結果としての原状回復請求権は、共益債権（民事再生法一一九条五項）になるとした。本事案は民間都市開発の推進に関する特別措置法に基づいて設立された財団法人に対して、民間都市開発事業用地を売り渡した会社につき民事再生手続開始決定がされた後、同社が売買契約上の約定解除権を行使した場合である。民事再生手続が開始された後に約定解除権を行使することについて、「会社更生手続や民事再生手続、破産手続が開始され、当該手続における債務者が締結していた契約に約定解除権の行使が許容されるのは、その手続開始前に約定解除権発生の要件が充足された場合に限ると解される。しかし、これは、倒産手続の開始後、債権者が手続開始前から有していた債権は更生債権ないし再生債権として手続内において行使されるべきであり、個別的な権利行使を許すべきではないから、個別的な債権の履行されないことを理由に解除を認めるのは相当でないとの考慮によるのである。したがって、個別的な債権の履

行請求の可否に関係ない事由に基づいて約定解除権が発生する場合には、その約定解除権の発生を制限する理由がない。」とした。

前二者の判例は本件の最高裁判決の「一債権者と債務者との間の事前の合意により、民事再生手続開始前に債務者の責任財産から逸出させ、民事再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会を失わせることを認めることにほかならないから、民事再生手続の趣旨、目的に反することは明らか」という最高裁の判旨に抵触するものであり、特約の倒産法による規制が今後は可能である。

後者の判例は、個別的な債権の履行請求の可否に関係ない事由に基づいて約定解除権が発生する場合には、本件の最高裁判決と、その約定解除権の発生を制限する理由がないという部分において矛盾せず判旨は維持されるものと思われる。最高裁の判例も明確にしていないが民事再生手続開始後に期限の利益喪失約款に基づき債務不履行解除することまでは否定していないと解される。ただ、期限の利益喪失約款による債務不履行解除も民事再生法の趣旨から一定期間制限することが議論されているのであり、約定解除権の要件を再生手続開始決定後に充足した場合にも無条件にその行使が認められるものかは再考されるべき問題とも思われる。

10　弁済禁止の保全処分との関係

前記９で第一説に立つと、再生手続の申立てを解除事由とする特約無効説に立ってもその適用が限られる。前記最高裁昭和五七年判決は会社更生手続において旧会社更生法三九条（現行二八条）の規定により弁済禁止の保全処分が命じられたときは、その後に契約上の会社の債務の履行期が到来しても、債権者は会社の履行遅滞を理由として契約解除をできないと判示している。本判決の田原裁判官の補足意見はユーザーが民事再生手続開始の申立てとともに申立てをして弁済禁止の仮処分を得れば、弁済禁止の反射効果として、リース業者も、弁済禁止

の保全処分によって支払を禁じられた民事再生手続開始の申立て以後のリース料金の不払を理由として、リース契約の解除をすることが禁止される。この見解については保全処分自体に解除を禁止する効力を認めることになって相当でないとする反対説もあるが、本件判決がいう「民事再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会」を失わせることを理由に、解除が禁止されると解することに充分理由がある。民事再生手続の保全期間は一週間程度で短いことや保全処分が出された以上民事再生の勝手な取下げはできないこと（民事再生法三二条）等からリース業者に対する制約の程度は合理的範囲内である。

11　再生手続開始決定後の担保権実行の可否

民事再生手続開始後においては、開始決定の効果として、再生債権の弁済は原則禁止される（民事再生法八五条一項）が、弁済禁止の保全処分は開始決定と同時に失効するので、再生債務者は、リース料金について債務不履行状態に陥ることになり、リース業者は、別除権者としてその実行手続としてリース契約の解除手続等をとれるというのが本判決の田原裁判官の立場である。この点につき、保全処分の段階と同様に民事再生手続開始後のリース料不払についても、再生債権の弁済禁止効を根拠として、リース契約の解除はできないとする説もある。しかし、リース業者はリース契約を解除して別除権を行使することができないことになり、再生手続によらずに別除権を行使できるとした民事再生法五三条二項に反する（天川博義「判批」判タ一三〇三号一〇頁）。しかし、再生債務者が必要に応じた対応の機会を真剣に検討している場合は、それに要する通常の期間内（開始後二カ月程度）は、債務不履行解除は民事再生法の強行法規部分に反するとして無効と解される余地もある。なお、合理的期間内でも再生債務者が検討を怠ったり、検討をしていても合理的期間内に担保権消滅請求をしていない場合には原則に返って、リース業者は債務不履行解除を制限されない。

12　ファイナンス・リース契約に担保権消滅請求の制度の適用・類推適用とその後の対応

再生手続においてリース契約を別除権として処遇する場合、別除権について適用される担保権消滅請求制度（民事再生法一四八条以下）の類推適用の可否が問題になる。本制度が別除権を対象とするものであり、事業の再生に不可欠な財産を保持する趣旨のものであれば、その物件の利用が不可欠であれば別除権として構成されるリース契約にも類推適用されるべきである。

この点につき前掲大阪地決平成一三年七月一九日は担保権消滅請求の対象にならないと判断したが、判断対象になったリース契約は民事再生手続開始決定前に解除されていたため、この決定は一般的にリース契約が担保権消滅請求制度の対象となるか否かにつき直接判断していない。しかし、同決定が、リース会社はリース物件についてユーザーの取得した利用権についてその再生債権を被担保債権とする担保権を有すると判断していることからすれば、理論的には、リース契約に関してリース会社の有している担保権が担保権消滅制度の対象になると解される。そして以下のような具体的手順になる。

「再生債務者は、再生手続開始決定後、事業に必要なリース物件を選定して、そのリース契約に係る別除権協定案を作成し、リース業者に提示することになる。その中で「担保権の目的である財産の価値」を明示しその金額相当額の支払計画（再生計画によらず一〇〇％弁済）を提示する。

協定案につきリース業者不同意の場合は担保権消滅許可の申立て（民事再生法一四八条）をする。担保権者が申出額に異議があり、価額決定の請求をした場合は裁判所が価額決定する（同法一四九条）。再生債務者がこれを誠実に実践していれば、その期間中の債務不履行解除は無効と判断されるべきである。担保権消滅許可の申立てがなされた後は、担保権の取り扱いはこの申立ての審理の中でなされるべきで、以後債務不履行解除はできないと解すべきである。

担保権消滅許可制度における担保権の目的である財産の価値はリース契約においては民事再生手続開始時におけるリース物件の交換価値から、本来のリース期間満了時のリース物件の交換価値を控除した価額と解することができる。リース業者が担保権を実行した場合獲得できる利益だからである。」（岡正晶「判批」金法一八七六号四七頁）

おわりに

以上で私の考察は終了致します。まだまだ不十分で今後とも研鑽してより一層内容の充実に励む予定です。本分野の議論につき多くの学者や実務方々の論文が存在することに驚くとともに引用していない参考文献にも貴重な内容が多く存在していますので、本分野に興味をお持ちの方はぜひそれらにもあたられることをお勧めします。

参考文献（本文中に引用した以外のもの）

井田宏「判批」判タ一一〇二号四頁以下
今川忠・山岸正和「判批」金法一六八〇号二五頁以下
小笠原浄二「判批」金法一八六二号六～七頁
加藤賢・坂井瑛美「判批」民研六二四号一四頁
進士肇「判批」金判一三一四号二頁以下
田原睦夫「判批」金法一六四一号四頁以下
永石一郎「判批」金法一三一九号八頁以下
中島肇「判批」ＮＢＬ九〇七号六七頁以下
藤井正夫「判批」別冊判例タイムズ二九号二四〇頁以下
巻之内茂「判批」金法一五九七号二七頁以下

松田安正「判批」ＮＢＬ九〇七号五八頁以下
村田典子「判批」平成二一年度重判解一五五～一五六頁
森富義明「判批」ジュリスト最高裁時の判例Ⅳ二五七～二五八頁